

# くもネット



企画・発行：特定非営利活動法人 蜘蛛の糸  
 発行人：佐藤久男  
 事務所：〒010-0921 秋田県秋田市大町 3-2-44  
 協働大町ビル 3F  
 Tel 018-853-9759 fax 018-853-9758

## 理事長あいさつ

新しい年になりました。今年は年号が改定され、新しい時代がスタートします。皆様におかれましては、如何お過ごしでしょうか。平素のご無沙汰とご支援に御礼を申し上げます。

平成30年は当法人「蜘蛛の糸」にとりましても、私個人にとりましても多忙な年になりました。というのは6月の「秋田ふきのとう県民運動実行委員会」の総会で2代目の会長に選出されたのです。ふきのとう県民運動実行委員会は佐竹知事を顧問とし、民間団体、医師会、社会福祉協議会や看護協会、薬剤師会、臨床心理士会等の秋田県を代表する組織と全市町村が加盟している大きな組織体であります。全県にわたる「ゲートキーパー養成講座」や県民運動大会、街頭キ



ャンペーン等の啓発活動を行っております。しかし「蜘蛛の糸」の相談業務は着実に前進しております。専門家と民間団体の連携は経験と知見が積み重なったと実感しております。同時に自殺対策基本法の改正に伴い市町村の基本計画がスタートします。新年度は県や住民に近い「市町村との連携」を促進します。「県民のいのちを守るため」の社会貢献の活動をより一層推進しますので、引き続きご支援とご厚情をお願い申し上げます。新しい年が皆様にとりまして健康は良き年になりますようにお祈りいたします。

NPO法人 蜘蛛の糸 理事長 佐藤久男

## 『いのちの国際交流in秋田 ～自殺対策に国境はない～』を開催しました。

韓国忠清南道と蜘蛛の糸の交流は6年になります。今回は、忠清南道都庁健康増進食品課、精神健康福祉センター、国立公州病院、ポリョン市保健所、公州市保健所の各要職、自死遺族2名を含む13名をお迎えしての開催となりました。

開会に先立ち、あきた中央こども園園児から忠清南道の皆さんに花かごの贈呈があり、次いで、都庁健康増進課長ベク・ヒョンオク氏、秋田県議会自殺予防対策議員連盟近藤健一郎幹事長、秋田県日韓親善協会鈴木洋一副会長よりご挨拶をいただきました。

基調対談は、健康福祉センターのキム・ドユン副センター長と佐藤理事長の両名で行い、その様子は翌日の秋田魁新報でも掲載されました。続いて、副タイトルでもある「自殺対策に国境はない」と題して、また、午後からは「秋田モデルと忠南モデルのこれから」と題してパネルディスカッション、そして今回は自死遺族2名に登壇いただきました。大切な人を失った悲しみは国境を越えて伝わることを知っていただく機会となりました。

今開催のためご寄付、クラウドファンディングによりご協力いただきました皆様に感謝申し上げます。さらには双国の自殺予防対策のために次回もご参加下さいますようお願い申し上げます。

(高橋めぐみ)



## 『高校生向けの SNS 相談事業』について

「若年層の死因の第1位は自殺」という現状を受け、秋田県でも児童生徒・若年層の自殺予防が課題としてあげられています。蜘蛛の糸では9月1日～9月10日まで、SNSアプリ「LINE」を用いた相談を行いました。対象は県内の高校生とし、全体で132件の相談がありました。

現在、若者のコミュニケーションツールは電話やメールよりも「LINE」でのやり取りが主になり、電話や対面での相談はハードルが高いと感じる若者が増えてきています。その点、LINEであればあまり構えずにメッセージを送ることができるようです。実際に相談を受けてみると深刻な相談もありましたが、比較的ライトな相談が多く、「重く悩む前に吐き出せる場所」として機能することもできるのではないかと考えています。

2回目の相談が1月15日～1月24日までで、終了したばかりですが、若者にとって相談しやすく、安全に気持ちを吐露できる場所となるよう SNS 相談の質を向上させながら、若者の自殺予防につなげていきたいと思いました。

(鎌田悠香子)



## 「市町村対策」が始まりました

2016年4月に改正自殺対策基本法が施行されました。この改正基本法の基本理念に、「自殺対策は、生きることの包括的な支援として実施されなければならない」と明記されました。ライフリンク代表の清水康之氏の言葉を借りれば、「もう生きられない」「死ぬしかない」という状況に陥っている人が、それでも「生きる道」を選べるように支援することが「生きることの包括的な支援」であると言えます。

当法人が、2009年9月から開催し、2015年以降、毎月秋田市で定例的に開催している「いのちの総合相談会」は、相談者の複数の悩みをワンストップで解決する、まさに「生きる支援」の相談会です。一方、改正基本法は、全国の都道府県と市町村に「自殺対策計画」の策定を義務付けました。そして、策定された「自殺対策計画」に対して国が交付金を支給するというものです。県内25市町村は、2018年度末を目途に「自殺対策計画」を策定中です。

当法人は、この市町村「自殺対策計画」の中に、「いのちの総合相談会」の開催を取り入れていただくよう、働きかけを行っております。県内各市町村が「いのちの総合相談会」を開催することにより、秋田市の相談会に足を運ばない県民のいのちを守ることができると考えております。

(事務局長 渡部誠)

## 「第1回 民間団体へのサポート研修」を終えて

秋田県には60もの民間団体があり、全国でもこれほどの民間団体のあるところはないといわれています。多くの民間団体は、各地域でサロンを開催し、「居場所」づくり活動に一生懸命に頑張っています。NPO法人蜘蛛の糸では、そうした民間団体のサポートとして、11/5に「第一回研修会」を開催いたしました。多数の方々ご参加の中、今回はテーマとして①傾聴について②経済問題について③心の健康についての研修を行いました。沢山の質問もあり、活発でとても実りのある研修となりました。今後もテーマを変えての研修会を考えております。また、3年前に佐藤理事長が山形で講演したことがきっかけで、山形県鶴岡市のNPO法人との交流もあり、今年度鶴岡で相談業務を始めるためのサポートもやっております。

(田中洋子)

### 『賛助会員』を求めています

蜘蛛の糸では、活動を応援してくださるサポーターの皆さんを募集しております

#### ●企業

年会費 5,000円又は 10,000円

#### ●個人

年会費 3,000円

\*内 1,000円は認定NPO協力金となります。

### 『寄付』のご協力をお願いします

蜘蛛の糸の活動は、皆様の会費と寄付により支えられています。「秋田県民のいのちを守る活動」に協力をお願いします

郵便振替 口座記号番号：02240-2-89374

加入者名：NPO法人蜘蛛の糸

- 1) 通信欄に「寄付金」又は「賛助会費」と明記してください。
- 2) お名前、ご住所、電話番号のご記入をお願いします。
- 3) 恐れ入りますが、送金手数料のご負担をお願いします。